

○石綿の濃度の測定回数及び場所

測定時期	測定回数	測定場所
作業開始前	1回	周辺1方向 (最も高濃度が予想される場所)
作業期間中	1回以上 (作業期間が6日を超える場合は6日ごとに1回)	周辺4方向 (最も高濃度が予想される場所を含む)
作業完了後	1回	周辺1方向 (作業中最も高濃度であった場所)

○石綿の濃度の記録

石綿の濃度の測定結果は3年間保存してください。

なお、その際、測定の年月日及び時刻、測定時の天候、測定者、測定箇所、測定法、作業の実施状況も合わせて記録してください。

○石綿の濃度の測定、記録が必要な工事

当該建築物等の部分に使用されている吹付け石綿、石綿含有保溫材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の合計使用面積が50m<sup>2</sup>以上である作業を伴う工事

※合計使用面積が50m<sup>2</sup>未満の場合及び当該建築物等に使用されている石綿含有建築材料が石綿含有成形板のみの場合は石綿の濃度の測定義務はありません。

## (2) 労働安全衛生法、石綿障害予防規則

労働安全衛生法、石綿障害予防規則では、石綿を含有する建築材料が使用されている建築物等の解体、石綿の封じ込めや囲い込み工事等に係る事前調査や作業計画の策定、作業方法などが定められています。

これらの基準は、解体等の作業を行う施工者に遵守義務が課せられていますが、建築主(発注者)も施工者に対し設計図書等の情報提供に努めるとともに、施工者と作業計画について十分、検討・調整のうえ、施工方法や工期、施工に要する費用などの面において、施工時の基準の遵守の妨げにならないよう配慮しなければなりません。(石綿則第8条、第9条)

### ① 事前調査

事業者は、建築物等の解体の作業等、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ、石綿の使用の有無について事前に調査し、その結果を記録しておかなければなりません。

なお、石綿が使用されているとみなして、対策を講じて工事を行う場合には、分析は省略できる場合があります。

\*石綿の使用の有無の確認については、P11「5 石綿含有の有無の確認」参照

労働安全衛生法、石綿障害予防規則では、以下の建築材料が規制の対象です。建築基準法と対象建材が異なるので注意が必要です。

- ・吹付け石綿等
- ・石綿含有保溫材
- ・石綿含有耐火被覆材
- ・石綿含有断熱材
- ・石綿含有成形板

※いずれも含有する石綿の重量が0.1%を超えるもの

### ② 届出

○耐火建築物又は準耐火建築物における吹付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに所轄労働基準監督署に届出なければなりません。(計画の届出)

○①上記以外の石綿の除去作業、②封じ込め又は囲い込みの作業、③石綿含有保溫材、石綿含有耐火被覆材、石綿含有断熱材の解体等の工事を行うときは、工事開始前までに所轄の労働基準監督署に届け出なければなりません。(作業の届出)

### ③ 作業計画

事業者は、石綿が使用されている建築物の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業を行うときは、あらかじめ以下の内容が示された作業計画を定め作業を行わなければなりません。

- ①作業の方法及び順序
- ②石綿粉じんの発散防止方法又は抑制方法
- ③労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

### ④ 作業従事者への特別教育

事業者は、石綿が使用されている建築物の解体等の作業、封じ込め又は囲い込みの作業に従事する労働者に以下について教育を行わなければなりません。

- ①石綿の有害性
- ②石綿等の使用状況
- ③石綿等の粉じんの発散を抑制するための措置
- ④保護具の使用方法
- ⑤その他必要な事項

### ⑤ 作業主任者の選任

事業者は、「石綿作業主任者技能講習」修了者のうちから、「石綿作業主任者」を選任し、作業の方法の決定や労働者への指揮等を行わなければなりません。

### ⑥ 保護具等

- 石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具、作業衣又は保護衣を使用させなければなりません。
- 保護具等は、他の衣服から隔離して保管し、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去したあとでなければ、作業場外に持ち出してはなりません。
- 器具、工具、足場等について、廃棄のために容器等に梱包したとき以外は、付着した物を除去したあとでなければ、作業場外に持ち出してはなりません。

### ⑦ 湿潤化

石綿を含む建材等の解体等、封じ込め又は囲い込みの作業をするときは、それらを湿潤なものとしなければなりません。

### ⑧ 隔離・立入禁止等

- 吹付け石綿の除去、封じ込め又は吊りボルトを取り付ける等の囲い込みの作業をおこなうときは、当該作業場所をそれ以外の場所から隔離しなければなりません。
- 石綿含有の保温材、耐火被覆材、断熱材の解体等の作業、上記以外の囲い込みの作業を行うときは、当該作業に従事する労働者以外のものが立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。また、特定元方事業者は、関係請負人への通知、作業の時間帯の調整等必要な措置を講じなければなりません。
- その他の石綿を使用した建築物等の解体等の作業においても、関係者以外のものが立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

### ⑨ 工事記録の保存

作業の記録及び健康診断の結果については、石綿の作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければなりません。

\*石綿の濃度測定(敷地境界)の結果は、生活環境保全条例により3年間保存しなければなりません。(P25参照)

## 労働安全衛生法、石綿障害予防規則の規制体系

	石綿等を塗布し、注入し、又は貼り付けた建築物等					
	①石綿等が吹付けられた建築物等【レベル1】				②耐火被覆材の除去 (粉じんが著しく飛散するおそれのあるもの) 【レベル2】	①、②以外の建材 の除去 【レベル3】
	耐火建築物又は 準耐火建築物に おける除去	その他の除去	封じ込め・ 吊りボルトを取り付 ける等の囲い込み	左記以外の囲 い込み		
事前調査	○	○	○	○	○	○
作業計画	○	○	○	○	○	○
届出	○					
作業の届出		○	○	○	○	○
特別教育	○	○	○	○	○	○
作業主任者	○	○	○	○	○	○
保護具等	○	○	○	○	○	○
湿潤化	○	○	○	○	○	○
隔離	○	○	○			
作業者以外の 立入禁止				○	○	
関係者以外の 立入禁止	○	○	○	○	○	○